

現 場 説 明 事 項

- 1 本工事の施工にあたっては、仕様書等に従い忠実に施工して下さい。また、着工前に現地打合せや施工内容の確認を行って下さい。
- 2 官公庁、その他への諸手続きが必要な場合は、請負者において遅滞なく行って下さい。
- 3 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事であるため、法律第12条第1項の規定に基づく対象工事の届出に係る事項の説明書を別紙様式1により契約前までに発注者に提出して下さい。
また、当該工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、再資源化等報告書を発注者に提出して下さい。
- 4 工事日報、工事写真は、工事の進行状況に応じて適宜整備して下さい。
- 5 工事現場の安全・衛生、その他の管理は、請負者の責任において関係法令等に従い適切に措置して下さい。
また、工事現場に出入りする車両で土砂等を道路に落とした場合は、速やかに清掃し、通行人に迷惑のかからないように注意して下さい。
- 6 建設労働者の建設業退職金共済制度に対する意識を高めるため、適用事業主は、「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事現場の出入口や現場事業所の見やすい場所に掲示して下さい。

説 明 書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号

—

) 電話番号

—

—

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。

記

1. 説明内容 添付資料のとおり

2. 添付資料

① 通知書等 (様式第一号に必要事項を記載したもの)

(様式第3の4に必要事項を記載したもの) ※該当ありの場合

② 別表 (別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの)

■ 別表1 (建築物に係る解体工事)

□ 別表2 (建築物に係る新築工事等 (新築・増築・修繕・模様替))

□ 別表3 (建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (土木工事等))

③ その他の別添資料 (添付する場合)

□ 案内図

□ 工程表

市長様

電話番号: _____

記

(例：道路改良，鋪裝，築堤，土地改良等)

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他()		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他()		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他() 敷地境界との最短距離 約 m その他()		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所	作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他()		
	搬出経路	障害物 ☐ 有() ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他()		
	残存物品	☐ 有 () ☐ 無		
	特定建設資材への付着物	☐ 有 () ☐ 無		
	その他			
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他()		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他() その他の場合の理由()		
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由()		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分(注)
		□コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
(注) ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

案内図

案内図 記入又は貼付欄

要領様式第10号

工程表

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	〇日目
	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日
	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日	曜日
①							
②							
③							
④							
⑤							
⑥							
⑦							
⑧							
⑨							
〇							

工程表 (建築物解体工事の場合)

記載例

作業内容	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	10日目
	6月13日	6月14日	6月17日	6月18日	6月19日	6月20日	6月26日
	木曜日	金曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	水曜日
①養生シート等の設置							
②重機の搬入							
③障害物の除去							
④建具、畳等の撤去							
⑤石膏ボードの手壊し							
⑥手作業による瓦降し							
⑦機械併用の上屋解体							
⑧木材等の積込・搬出							
⑨混廃の積込・搬出							
⑩基礎・土間の解体							
⑪コン塊の積込・搬出							
⑫養生シート等の撤去							
⑬整地・完了							

設計図又は写真

写真 貼付欄

再資源化等報告書

平成 年 月 日

(発注者)

様

氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称

2. 工事の場所

3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み)

(参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など

☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの)

☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)

別紙

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

特定粉じん排出等作業実施届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

(氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名)

宮崎市柳丸町 388-5

届出者 宮崎森林管理署長 崎野健輔 印

電話番号 0985-29-2311

特定粉じん排出等作業を実施するので、大気汚染防止法第18条の15第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定工事の場所	(特定工事の名称)		
特定工事を施工する者の氏名 又は名称及び住所並びに法人 にあつては、その代表者の氏名			
特定粉じん排出等作業の種類	大気汚染防止法施行規則別表第7 1の項 建築物等の解体作業(次項又は3の項を除く) 2の項 建築物等の解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、 保温材又は耐火被覆材を除去する作業(掻き落とし、 切断、又は破碎以外の方法で特定建築材料を除去す るもの)(次項を除く) 3の項 特定建築材料の事前除去が著しく困難な解体作業 4の項 改造・補修作業 (件)		
特定粉じん排出等作業の実施 の実施	自 年 月 日 至 年 月 日	※ 整理番号	
特定建築材料の種類	1 吹付け石綿 2 石綿を含有する断熱材 3 石綿を含有する保温材 4 石綿を含有する耐火被覆材	※ 受理年月日	
特定建築材料の使用箇所	見取図のとおり。	※ 審査結果	
特定建築材料の使用面積	m ²		
特定粉じん排出等作業の方法	別紙のとおり。		
参考事項 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要	建築物(耐火・準耐火・その他) 延べ面積 m ² (階建) その他工作物	※ 備考	
特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		
下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	電話番号		

- 備考 1 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分の見取図を添付すること。見取図は、主要寸法及び特定建築材料の使用箇所を記入すること。
- 2 参考事項の欄に掲げる事項は必須の記載事項ではないが、同欄に所定の事項を記載した場合は、同欄をもつて、大気汚染防止法施行規則第10条の4第2項第1号に規定する事項のうち特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要及び同項第3号及び第4号に規定する事項を記載した書類と見なす。
- 3 ※印の欄には、記載しないこと。
- 4 届出書、見取図及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。
- 5 氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあつてはその代表者)が署名することができる。

別紙

特定粉じん排出等作業の方法

特定建築材料の処理方法		除去 ・ 囲い込み ・ 封じ込め ・ その他
集じん・排気装置	機種 ・ 型式 ・ 設置数	
	排気能力 (m^3/min)	(1時間当たり換気回数 回)
	使用するフィルタの種類及びその集じん効率 (%)	
使用する資材及びその種類		
その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法		

- 備考 1 本様式は、特定粉じん排出等作業ごとに作成すること。
- 2 使用する資材及びその種類の欄には、湿潤剤・固化剤等の薬液、隔離用のシート・接着テープ等の特定粉じん排出等作業に使用する資材及びその種類を記載すること。
- 3 その他の特定粉じんの排出又は飛散の抑制方法の欄には、大気汚染防止法施行規則別表第7に規定する「同等以上の効果を有する措置」の内容、散水の方法、囲い込み又は封じ込めの方法等を記載すること。
- 4 作業場の隔離又は養生の状況、前室及び掲示板の設置状況を示す見取図を添付すること。見取図は、主要寸法、隔離された作業場の容量 (m^3) 並びに集じん・排気装置の設置場所及び排気口の位置を記入すること。

工事費内訳書の提出について

工 事 名

工事場所

工事金額 ￥ _____ -

工 期 契約締結日の翌日から平成27年11月13日まで

丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査に係る入札者公告の「工事費内訳書の提出」に基づき、別紙の通り提出します。

平成 年 月 日

分任支出負担行為担当官

宮崎森林管理署長 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名

工 事 内 訳 書

工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査

番号	種 別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
1	建物解体撤去処分（雑屋込）	m ²	519.88			(解体積込・運搬処分)
2	敷地整地工	m ²	2094.29			(敷地内整地)
3	重機回送	式	1.00			
4	地下埋設物調査	式	1.00			
5	進入防止柵設置	式	1.00			
A	計					
B	諸経費					
	合計(A+B)					(入札書に記載する入札金額)
	消費税等相当額	%	8.0			
	総合計					(工事費金額)

工事内訳書

工事名：丸山宿舎解体撤去工事及び地下埋設物調査

[illegible]

現 地 説 明 書

○ 契約の保証について

- (1) 落札者は、工事請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

- (ア) 保管金領収証書は、「（保管金取扱名を記載すること。）」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「（歳入歳出外現金出納官史（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

- (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「（保管有価証券取扱店名を記載すること。）」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。
- (イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「（宮崎森林管理署）取扱主任官（官職）（氏名）を記載すること。）」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (エ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (オ) 請負者は、工事完成後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時による損害金の支払いを保証する金融機関等の保証に係る保証書

- (ア) 契約保証金の支払いの保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」という。）とする。

- (イ) 保証書の宛名の欄には、「(契約担当官等 (官職)(氏名) を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、工事請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る工事の工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行請求の有効期間は、保証期間経過後6か月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合又は工期を変更する場合等の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (ケ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 請負者は、銀行等が保証した場合にあっては、工事完成後、契約担当官等から保証書(保証額変更の契約書がある場合は、当該変更契約書を含む。)の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 (官職)(氏名) を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
- (オ) 保証期間は、工期を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は工期を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
- (キ) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「(契約担当官等 (官職)(氏名) を記載すること。)」と記載するように申し込むこと。

- (エ) 証券上の契約の内容としての工事名の欄には、工事請負契約書に記載される工事名が記載されるように申し込むこと。
 - (オ) 保険金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とすること。
 - (カ) 保険期間は、工期を含むものとする。
 - (キ) 請負代金額を変更する場合の取扱いについては、契約担当官等の指示に従うこと。
 - (ク) 請負者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
なお、違約金の金額が保険金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- ア 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の2第1項第1号の規定により工事請負契約書の作成を省略することができる工事請負契約である場合。
 - イ 落札者が共同企業体である場合。ただし、当該共同企業体の構成員の全部が中小企業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1号に規定する会社及び個人をいう。)であって、その数が3人以下である場合又は構成員のうち工事施工能力が最低と認められる者の等級(競争参加者選定事務取扱要領(平成13年4月16日付け12林国管第73号林野庁長官通達)第4の規定により付された等級をいう。)が当該共同企業体の等級より2等級以上下位であるものを含む場合を除く。

保管金払渡請求書

番号 平成27年度 第 号

平成 年 月 日

平成27年 月 日請負契約を締結した下記工事について、契約保証金説明書に基づいて契約保証金の還付を請求します。

記

1. 工事名

2. 契約金額

(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円 -)

3. 請求金額

4. 検査合格通知日または契約解除日

平成 年 月 日

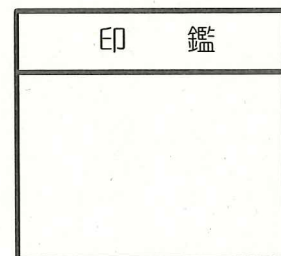
5. 還付手段

銀行振込

歳入歳出外現金出納官吏 宮崎森林管理署

総括事務管理官 小野貴行 殿

請負者



【振込先】

銀行 支店
(銀行コード) (支店コード)

口座 1. 普通 2. 総合 3. 当座
(口座番号)

名義

番 号	平 成 2 7 年 度 第 号
-----	-----------------

保 管 金 提 出 書

(提出の事由) 契約保証金

歳入歳出外現金出納官吏

宮崎森林管理署

総括事務管理官 小野 貴行 殿

平成 年 月 日

住 所

氏 名

印 鑑

上記事由により、下記の金額を保証金として提出します。

—
工事名

[注] 保管金の払い渡し時に、印鑑照合を行うので、印影を鮮明にすること。